

寄稿

「生活困窮の多様な側面を捉えて対応策のあり方を考える」

大阪公立大学 大学院生活科学研究科 教授 垣田裕介

1 生活困窮の捉え方と対応策の考え方

本稿では、生活困窮が所得の面だけでなく多様な困難をともなっているという実態の捉え方と、そのような捉え方をふまえて生活困窮への包括的な対応策を考える視点を提示したい。

生活困窮または貧困というと、生活するためのお金が足りない状態と捉えられがちである。もちろん生活には一定程度のお金が必要であり、だからこそ生活困窮の実態や対応策を論じるうえでお金の話を避けて通ることはできない。

そのうえで、ここで重視しておきたいのは、生活困窮は多様な側面をもつていて、お金が足りないという面だけではないということである。生活困窮をどのように捉えるかによって、生活困窮への対応策についての考え方は大きく異なってくる。

2 困っているのはお金だけとは限らない

生活困窮の多様な側面を捉えるにあたって、本稿では三つの視点を示したい。その第一は、冒頭でも強調したように、「困っているのはお金だけとは限らない」という視点である。

ここで取り上げたい事例は、生活困窮者自立支援法にもとづく相談機関（自立相談支援機関）を利用していた20代の夫婦である。未就学児2人を育てながら仕事を探していた無職の夫婦に対して、相談機関の支援員はハローワークでの仕事探しを勧めていた。その後、夫婦はハローワークに通っていると言うものの、なかなか仕事が決まらない様子だったため、支援員がハローワークへ同行することとなった。ハローワークに着いた夫婦が備え付けの求職申込書に記入する場面で、支援員の目が夫婦の手元に留まった。夫婦は、氏名と住所と電話番号の記入を終えると、他の欄を空白にしたまま手を止めていた。実はこの夫婦は字の読み書きが苦手であり、求職申込書にある希望就業形態や直近の勤務先などの記入項目や記入例について、読んで理解することができなかつたようである。

つまり、この夫婦が困っているのは、生活するためのお金だけではなかった。字の読み書きが苦手なことで、仕事探しができず、そして日常生活上の様々な情報の理解や、子育てや家事にも多くの困りごとを抱えていた。このように、生活困窮とはまさに、生活に困っているということであり、単にお金だけに困っているとは限

らない。

3 子どもの貧困だけを切り取ることはできない

生活困窮の多様な側面を捉える視点の第二として示したいのは、「子どもの貧困だけを切り取ることはできない」という視点である¹。

生活困窮や貧困の研究に携わっていると、日本では大人の貧困に対する目線が厳しく、自己責任や自助努力を求める風潮が強いと感じる。他方で、子どもの貧困については大人の貧困とは対照的で、「かわいそう」や「子どもに罪はない」、「社会で対応すべき」といった意見にふれることが多いように感じる。このような意見にふれると、ならば、大人の貧困はかわいそうでないのか、貧困な大人には罪があるのか、大人の貧困は社会で対応せず放置してよいのか、と問い合わせたくなる。

ここで取り上げたい事例は、視点の第一でふれた事例とは別の地域の自立相談支援機関が対応していた世帯である。知的障がいの疑いがある母親と小学2年生の子の母子世帯で、収入源は母のパートの賃金と児童扶養手当などで月収は10万円を切っている。知的障がいの疑いが背景にあるためか母は調理ができず、食事はインスタント食品か惣菜。冬は相当冷える山間部に暮らすものの家に暖房器具はない。親子とも昼夜逆転の生活で、子は相談当時の年度から不登校となっている。

子どもの貧困とは、貧困状態にある世帯に暮らす子どもが抱える貧困であり、子どもの貧困に対処するためには子どもを含む世帯全体の貧困を視野に入れることが求められる。この事例でいえば、世帯が抱える低所得を含む複合的な困窮状況に対して、現金給付や相談支援の提供などの包括的な支援を行う必要がある。このように、子どもの貧困だけを切り取ることはできず、世帯が抱える貧困または生活困窮を捉えて対応策を検討することが求められる。

4 社会的孤立を生活困窮として捉える

生活困窮の多様な側面を捉える視点の第三として示したいのは、社会的孤立を生活困窮として捉える視点である。

生活困窮に対応するためには、生活に必要なお金や食べものなどが足りないといった経済的困窮とともに、日ごろ頼れる人や相談相手がいないといった社会的孤立も視野に入れることが求められる。それは、お金や物がないことだけでなく、頼つたり相談できる人がいないことも、まさしく生活していくうえでの困窮状態といえるからである。生活に困りごとを抱えたときに、家族や友人、職場の同僚、あるいは

¹ この項の記述内容は、次の拙稿の一部をもとに加筆等を行ったものである。垣田裕介「高齢者の貧困と子どもの貧困——世代と生涯を横断して捉える視点」『世界』2017年2月号、2017年。

は公的機関や民間団体の支援員などの相談相手がいることによって、どのような順序でどのように対処すればよいかについて、計画を立てられたり先の見通しがついたり、心配や不安が多少でも和らぐことがあるのではなかろうか。

生活困窮者が抱える困りごとは、概ね単一でなく複合的である。コロナ禍の影響を受けた生活困窮者の実態調査を筆者が行った結果、困りごとの内容は、生活費や税・公共料金支払い、債務、病気、子育て、介護、DV・虐待など多様であり、一世帯あたりおよそ5種類の困りごとを同時に抱えていることが明らかとなった²。頼つたり相談できる人がいない孤立状態で同時に多数の困りごとに直面すると、何から手をつけてよいか分からなくなるであろうし、困りごとに対処したり生活を立て直す気力を失ってしまうことも想定される。そのようななかでも、その日に食べるものや泊まる場所をなんとかして確保しなければならないという逼迫状態におかれていることもある。そして生活困窮者は、頼つたり相談できる家族や友人などがいないという場合が少なくない。

生活困窮は、お金だけでなく多様な困りごとを抱えた状態であり、生活を立て直していくためには、本人が抱える困りごとを解きほぐして、本人とともに困りごとに向き合って対処していくとする他者が必要とされるのではなかろうか。この観点で、生活困窮への対応策の枠組みを提起したものが、次に述べる伴走型支援である。

5 伴走型支援の視点と枠組み

生活困窮者が抱える困りごとの一つひとつには、それに対処する様々な現金給付や福祉サービスなどの制度・機関が用意されていることもある。しかし実際には、困りごとを抱える本人が、自ら抱える困りごとに対処する制度・機関を知らない場合や知っていても利用しない場合がある。あるいは、制度・機関を利用したとしても、例えば知的障がいやアルコール依存のため、給付や貸付を受けた現金で計画的な家計遣り繰りができない場合もある。

このように見ると、生活困窮者が抱える困りごとに対して、制度・機関を用意するだけでは十分といえない。そこで、筆者らが生活困窮者支援のモデル事業をふまえて提唱してきたのが伴走型支援であり、その概念図が**図表1**である³。

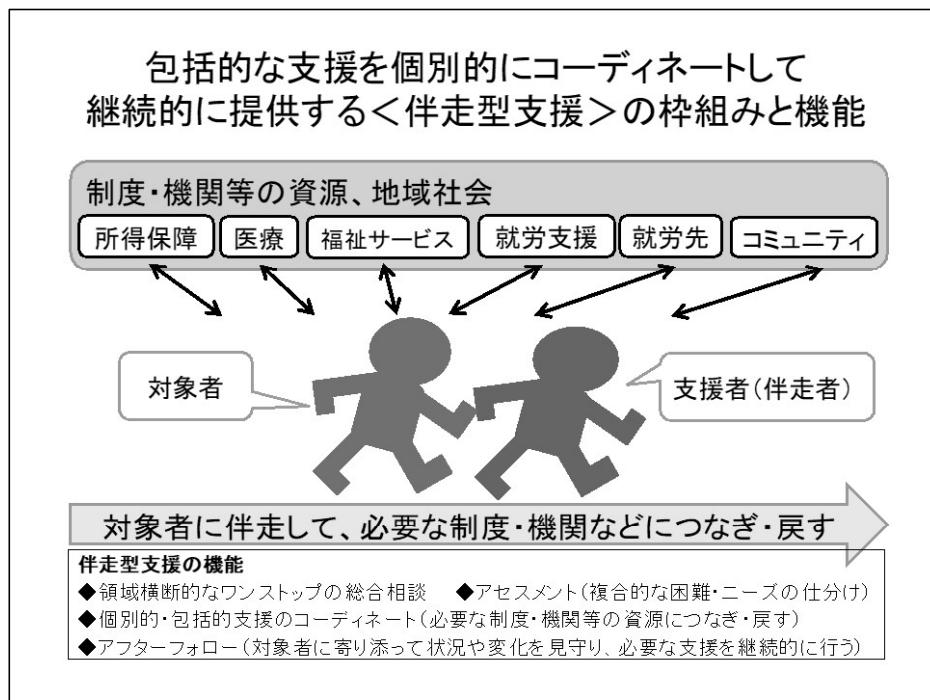
伴走型支援の枠組みの特徴は、困りごとを抱える生活困窮者（対象者）に支援者が寄り添って伴走しつつ、複合的な困りごとの仕分け（アセスメント）を行い、対

² この調査研究の結果の詳細は、次の拙稿を参照されたい。垣田裕介「新型コロナウイルス感染拡大下の生活困窮者——ある自立相談支援機関における全数調査の分析」『社会福祉研究』(鉄道弘済会)、139号、2020年。

³ 奥田知志・稻月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店、2014年。

象者が必要とする現金給付や福祉サービスなどの制度・機関に結び付ける点にある（結び付けっぱなしではなく、必要がなくなれば制度・機関の利用を止めることもある）。このように、われわれが提唱してきた伴走型支援とは、生活困窮者本人に対する包括的な支援を個別的にコーディネートするとともに、本人の状態変化を見守りながら必要に応じて継続的な相談支援（アフターフォロー）を提供する枠組みである。

【図表1】伴走型支援の枠組みと機能



出所：奥田知志・稻月正・垣田裕介・堤圭史郎『生活困窮者への伴走型支援——経済的困窮と社会的孤立に対応するトータルサポート』明石書店、2014年、73頁および関連箇所をもとに筆者が改変。

6 生活困窮への対応策の考え方

最後に、生活困窮への対応策の考え方についてまとめておきたい。本稿で述べたように、生活困窮はお金が足りないという面だけではなく、多様な側面をもっている。このように生活困窮を捉えた場合に、生活困窮への対応策についてどのように考えることができるであろうか。

もしお金が足りないという単一の困りごとだけを抱えている生活困窮者であれば、単純に現金給付のみを行うことによって、困窮状態の解消を想定できる。ここで強調しておきたい点は、生活困窮はお金が足りないという面だけでないということは、生活困窮への対応策としてお金を給付するだけでは不十分ということであ

る。現金給付を行ったとしても知的障がいやアルコール依存のため計画的な家計通り繰りができない場合もあれば、家賃・公共料金の滞納や消費者金融等の多重債務を抱えた生活困窮者が現金給付を受けてどのように生活費を貯いながら返済すればよいか分からぬ場合もある。

生活困窮者の個々人に現金を給付するという手法は、もし現金給付のみを行うということであれば、その現金を用いて個々人で困窮状態を乗り越えるよう求めるこことになりかねない。この点に関して想起されるのは、コロナ禍のもとで実施された生活困窮世帯等への現金給付をめぐる議論であり、その多くは現金給付の額や対象世帯の年収上限に焦点が当てられがちであった。生活困窮への対応策を考える際には、現金給付の議論だけでなく、伴走型支援について述べたように、本人の多様な困りごとに応じるために必要な現金給付や福祉サービスなどに結び付ける相談支援の機能を視野に入れることが求められる。人が人を支える、という生活困窮者支援の観点をあらためて提起しておきたい。